

**あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 28 年度第 2 四半期）**  
**外貨建・仕組預金関係**

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	27 年度(あ)第 124 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた外貨定期預金に係る損害賠償請求
申立人の属性	個人(80 歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行で購入した外貨定期預金について、購入時の円換算額によりを返還することを求める。</li> <li>・私は、B銀行担当者から外貨建て保険商品や預金商品について執拗に勧誘を受けていたが全て断っていた。</li> <li>・しかし、勧誘を受けた日に円を外貨に替えたうえで本件預金を購入していたことが、後日判明した。</li> <li>・私は、本件預金商品を契約した記憶もなく、説明を受けたこともない。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行担当者は、Aさんから子息に資産を遺したい旨及び外貨建ての商品に興味がある旨を聴取したことから、外貨建て保険商品を勧誘した。しかし、同席していた子息から手数料が高いとの意見を受けAさんは保険商品の購入をやめたことから、本件預金を勧誘し、販売に至った。</li> <li>・当行担当者は、Aさんの子息の同席の下、Aさんに対し、所定の資料を用いて、本件預金の内容及びリスク等について十分な説明を行っており、販売方法に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理 あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 28 年 7 月 22 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、本件紛争について、本件預金購入の経緯に関する当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

以上

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。